

農業法人を経営されるみなさまへ

農業信用保証制度のご案内

起業資金

資金繰り

経営拡大

こんな資金が必要なら・・・

基金協会がお手伝いします！

施設整備

機械購入

災害復旧



農業信用基金協会

農業信用基金協会は、「農業信用保証保険法」に基づく公的保証機関です。

農業信用基金協会

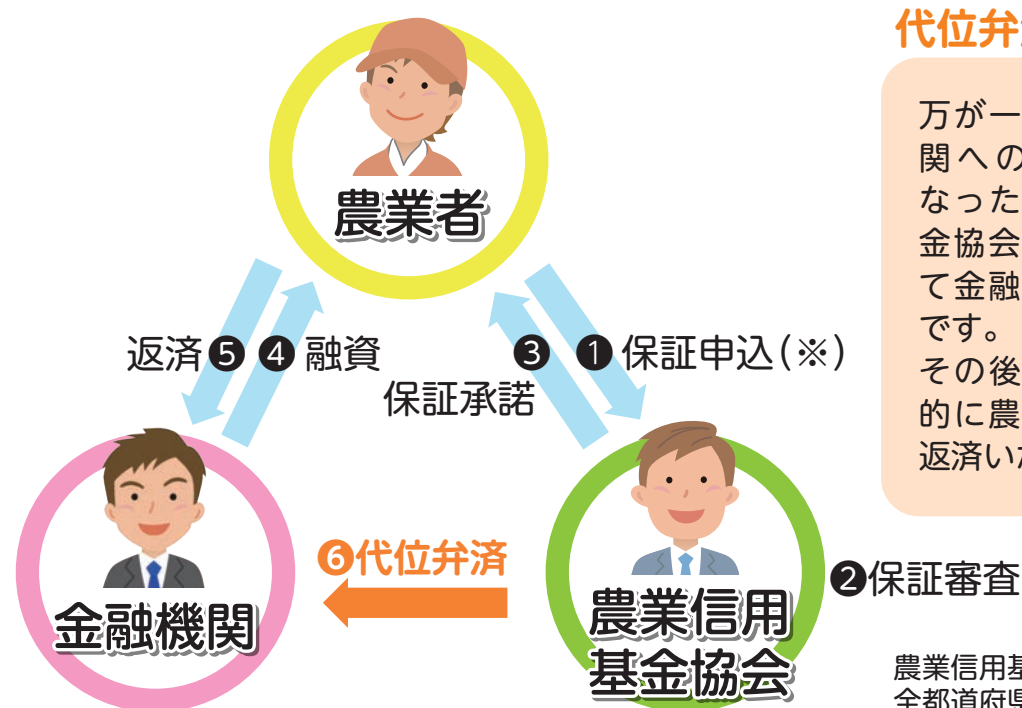
検索



農業信用基金協会は、農業者のみなさまの資金調達をサポートする公的保証機関です。

制度のしくみ

農業者のみなさまが金融機関からご融資を受けられる際に、農業信用基金協会を保証人とすることにより、その資金の調達を円滑にする制度です。



代位弁済とは？

万が一、みなさまが金融機関へのご返済ができなくなった場合に、農業信用基金協会がみなさまに代わって金融機関へ返済することです。

その後、みなさまから計画的に農業信用基金協会へご返済いただきます。

農業信用基金協会は、全都道府県に設置されています。

※農業信用基金協会の保証申込は、金融機関への借入申込と併せて行います。

制度利用のメリットいろいろ！

- 土地などの担保や保証人の負担を大幅に削減！
- 信用力アップで長期の借入れも可能！
- 国からの補助残融資に対する保証にも対応！

ご利用までの流れ

① 保証申込



金融機関への借入申込と併せて、農業信用基金協会の保証申込を行います。

② 保証審査



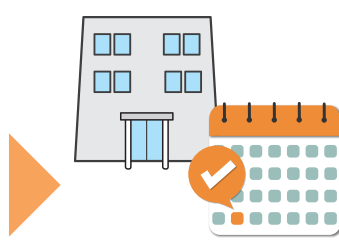
保証審査においては、経営状況や事業計画などを確認します。

③ 保証承諾



農業信用基金協会から金融機関へ、保証を承諾した旨連絡します。

④ 融資実行



融資実行後は、返済計画に基づき、金融機関へご返済していただきます。

保証の内容

保証限度額

法人：7,200万円（原則）
※資金の種類や条件により異なります。

資金使途

農業経営に必要な運転資金、設備資金

担保・保証人

担保は必要に応じて徴求
保証人は法人代表者以外は原則不要

保証料

借入期間、借入金額、返済方法、資金ごとに
設定される保証料率等で算出

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの**農業近代化資金等**の借入に当たって、一定の要件を満たしていれば、**借入期間中の保証料**が最大で**全額免除**となる場合があります。詳しくは、農業信用基金協会にご相談ください。



詳しくは、お近くの金融機関、もしくは
農業信用基金協会へお問い合わせください。

FAQ（よくあるお問い合わせ）



Q1

農業信用保証の利用を考えていますが、どこに相談すればよいですか？



お近くの金融機関の窓口や農業信用基金協会へ、お気軽にご相談ください。ご相談は無料です。

A1



Q2

農業信用保証を利用するには、どのぐらいの費用がかかりますか？



借入金額等に応じた保証料をお支払いいただきます。また、農業信用基金協会へ出資が必要な場合があります。

A2



Q3

農業信用保証の利用対象者を教えてください。



農業を営む方、農業に従事する方が対象となります。

A3



Q4

新設法人で決算書がなくても、保証を受けることはできますか？



決算書がなくても、事業計画が妥当であれば保証可能です。詳しくはお近くの農業信用基金協会へご相談ください。

A4



Q5

他業種の法人が農業分野に参入しても、保証を受けることはできますか？



事業計画や事業内容が妥当であり、実際に農業に従事する場合は保証可能です。詳しくはお近くの農業信用基金協会へご相談ください。

A5

お近くの農業信用基金協会は、こちらから検索できます。

農業信用基金協会

検索



https://www.jaffic.go.jp/guide/nou/kyoukai_list.html

